

法人協

第22号

2014年8月発行

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
社会福祉法人協議会

〔もくじ〕

取り組み報告 社会福祉法人協議会における社会貢献事業の検討状況……………	3
取材報告 法人本部機能の強化に向けて あだちの里における取り組みから……………	6
社会福祉法人のルーツを語る（東京育成園）……………	9
法人協として福島県南相馬市・特養へ介護職員の応援派遣を行いました……………	12

21世紀の東京の社会福祉 高齢者福祉施設と社会福祉法人

社会福祉法人白十字会 白十字ホーム ホーム長
東社協 東京都高齢者福祉施設協議会会長 西岡 修

高齢者施設福祉部会とセンター部会の統合

平成26年4月1日に東京都社会福祉協議会東京都高齢者福祉施設協議会が正式に発足しました。

平成5年に、それまでの老人福祉部会から、高齢者在宅サービスセンターが分離し、センター部会創設以来、20年あまりを経て再び統合を果たしたことになります。

一昨年より統合の模索が始まり、昨年度1年をかけて、高齢者施設福祉部会とセンター部会において、統合に向けた委員会を設置して検討を重ねました。部会員への統合に向けての意見聴取や説明などを経て、両部会総会において承認を得て統合に至りました。

高齢者施設福祉部会とセンター部会合わせて会員数1,160事業所を超え、大変大きな組織となることから、「大男、総身に…」とならないよう、組織力を活かすことが重要な役割です。地域包括ケアシステムの拠点として、私たち高齢者福祉施設が一体的に、正に包括的な役割を果たしていくことをめざしたいと思います。

社会福祉法人協議会の皆様には、従来に増してのご指導、ご助力をお願い申し上げます。



制度見直しと高齢者福祉の大都市東京問題

高齢者福祉事業は、社会福祉基礎構造改革のトップランナーといわれてきました。介護保険制度施行後14年間で、社会福祉領域全体に大きな影響を与えています。それまでの措置制度が、

一方的な行政処分で、個人が尊重されていない制度と批判されました。介護保険制度は、高齢者自身が選択してサービスを利用できる利用者本位の制度としてスタートしました。

また介護保険制度は、当初から走りながら考えるということで、3年ごとに見直しが行われてきました。来年度からの第6期を前にして、制度の見直しがすすめられています。今回はさらに「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が、国会で可決されました。「医療と介護の連携」を中核とした地域包括ケアシステムが強力に推進されています。

わが国では、医療領域に比べて福祉や介護は大変弱いところがあるように思います。今回も、医療の側からの連携はみえるのですが、福祉や介護の側からの連携という点では、制度よりも、医師の善意に頼るような状況が相変わらずに思えます。

私たち社会福祉法人の事業が得意とする、生活を中心に据え、安心して、いきいきと暮らすことが実現できるように、そのための医療と福祉・介護の連携を、私たちはもっと積極的に具体的に打ち出していかなければならないと思います。

またこの間、全国一律の介護保険制度では、大都市東京の状況に対応しきれずにいます。

制度の動向は、地域包括ケアシステムを推進していますが、日本の中で最も対応が必要な東京で、それらを支える介護保険事業者は、非常に困難な状況に置かれています。報酬設定や地域係数の加算、予想される災害に備えた施設整備や建て替え、大都市特有の担い手確保の困難な状況など、制度の基盤といえるところで、東京ならではの課題解決に、緊急に迅速に取り組んでいかなければなりません。

21世紀の「無告の窮民」

平成10年ごろから、毎年、国内の自殺者は3万人前後で推移しています。今年3月時点で生活保護受給数が159万世帯、217万人を超えて、過去最多になったと言われています。受給世帯の半数近くが高齢者世帯です。3年前の東日本大震災では、災害関連死が多発し、放射性物質の脅威から、家族がバラバラに暮らすこと、避難所生活なども解決されていません。

高齢化がすすむ中で「孤立死」が増加していること、老老介護に加えて、介護する子どもや孫世代の介護失業などの問題が顕在化しています。餓死する人が出ていること、子育てや介護に絡む虐待、殺人など、挙げたらきりがありません。格差社会がいわれて久しいところですが、一層深刻になっていると思います。

私が所属する法人の創立は、明治44年2月の紀元節に、明治天皇が渙発された「施療済生ノ勅語」によると伝えられています。勅語では「無告ノ窮民ニシテ医薬給セス天寿ヲ終フルコト能ハサルハ朕カ最軫念シテ措カサル所ナリ乃チ施薬救療以テ済生ノ道ヲ弘メムトス」（一部）として、国が貧困救済を宣言したものです。

今日の状況は、100年前とは拠って立つ処が大きく異なりますが、残念ながら21世紀の「無告の窮民」が生み出されていると思います。当時と異なるところは、憲法13条や25条などを実現するための公的な制度があることです。そして社会福祉法人も、その制度のひとつであります。「無告の窮民」が生まれる現状に、社会福祉法人だからこそできることがあるはずです。

100年前の先達たちが、私財を擲って取り組んだ時代から、人権擁護の立場から、公的制度が整備された時代となりました。社会福祉法人は、21世紀の「無告の窮民」を出現させない、そのために地域に根ざして、まず得意とする専門領域を活用して活動したいものです。そして、この度の協議会への統合の目的でもある、在宅も、施設の事業者も、それぞれの専門領域を通じて連携して、地域のニーズに包括的に応えていくことが求められているのだと思います。21世紀の今、そしてこれからの社会福祉事業のあり方として、認識を共有することができれば幸いです。

■ 取り組み報告

社会福祉法人協議会における社会貢献事業の検討状況 (平成26年4月以降の検討状況)

前号においてもご報告しましたとおり、社会福祉法人協議会（以下「法人協」という）では、平成25年度より東京都内の社会福祉法人等が連携した社会貢献事業の実施の可能性について調査研究を進めております。平成26年4月からは、従来のメンバー（法人協役員）に加え、東社協各施設部会からの推薦委員等にもご参画いただき、より幅広い視点から検討を進めております。

そこで本号では、26年4月以降の取り組みと、26年6月6日に開催された法人協総会でご承認いただいた内容についてご報告いたします。

1. 社会貢献事業推進委員会及び実行委員会の開催状況

平成26年4月以降の社会貢献事業推進委員会（以下「委員会」という）および実行委員会は下記のとおり開催しました。

- (1) 委員会 4/25、5/29、7/28
- (2) 実行委員会 4/11、5/13、6/27、7/4、8/4

2. 委員会におけるこれまでの検討状況

○第1回委員会において、東京における社会福祉法人の連携による社会貢献事業のイメージを下記のように提起し、今後の進め方を検討しました。

【事業の概要案】

地域の実情に応じた連携のもと、「制度の狭間の生活困難者」「制度利用までの間の緊急対応を要する方」への柔軟性・即応性のある個別支援を行う。

【支援の対象者案】

本人や家族等による問題解決能力を超えた困難状態にある方、制度の狭間の生活困難状態にある方、制度利用までの間の緊急対応を要する方

【事業のポイント】

- ①東京全域における社会福祉法人のネットワーク化及び東社協における事業化
- ②地域内の関係機関等と連携した支援
- ③各法人からの特別会費による財政負担
- ④東社協が中心となり社会福祉法人の社会貢献事業の取り組みをPR

【支援メニュー案】

- ①経済的援助を伴う寄り添い型 連携支援の実施
 - 施設にCSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）を兼務で配置（専任も可）
 - 基金を財源として区市等又は複数の区市等を担当する社会貢献支援員を配置
 - CSWと社会貢献支援員が役割分担及び連携のもと個別ケースに対応
 - 基金を財源として経済的援助（現物給付・サービス提供の方法をとり、現金給付は行わない）
- ②その他のメニュー 既存制度では対応できず金銭的利益も生まない社会福祉法人による社会貢献というにふさわしい事業（今後検討）

○これまで検討してきた委員会委員からは、次のような意見が出されました。

＊現在の社会福祉法人を取り巻く環境を踏まえて、早急に本事業に取り組むことが必要である。

＊生活困窮者自立支援法によるしくみが区市単位で作られるなかでの各地域の実情に応じた事業構築が必要である。

＊制度と市場原理では満たされない生活困難者を支援することはそもそも社会福祉法人の本来の使命であり、社会福祉法人の存在価値を示すため早急に実現する必要がある。

＊本事業は、社会福祉法人独自の発想であるため、柔軟に取り組める良さがある。

＊社会福祉法人が本来事業以外のことへ費用を支出することや建物を使用することについて、行政に対して措置費、運営費の使途の弾力化を要望していく必要がある。

＊施設種別によりしくみが異なり一律ではない状況を考慮した事業構築が必要である。

○地域での連携のしくみをどのように作るか、ベースとなる事業を実施する場合に各法人が拠出する特別会費はどの程度の金額になるのか、2点をポイントとして次回（第2回）議論することとしました。

○この間、各施設部会の総会・施設長会等において、実行委員や各部会選出の委員会委員から本事業の概要が説明されました。

○第2回実行委員会を経て、第2回委員会においては、地域での連携のしくみや特別会費の算出方法をポイントとして検討のうえ、さらに明確化した事業全体のコンセプト・スキームの案に基づき意見交換が行われました。

○種別により制度や通知が異なり、しくみも異なるため、それぞれの種別ごとの課題があることがあげられ、それについてどう対処していくのか東社協事務局で東京都にも確認しながら検討すること、また、各施設部会でも、社会貢献事業の支援対象となりそうな事例や、すでに各法人や施設が取り組んでいる制度外の支援等について集約していくことになりました。

○今後、委員会のメンバーに、区市町村社協の方や学識経験者を加えていくべきとの意見が出されました。

3. 6月6日開催 法人協 総会において決定された内容

以上のような検討を経て、6月6日（金）の午後に開催された平成26年度第1回法人協総会では、これまでの経過や検討状況等の報告がなされた後、今後の進め方等については以下の3点の考え方が示され、ご承認をいただくことができました。

〔社会貢献事業の検討について、総会において決定された内容〕

- ① 本事業を、社会福祉法人協議会を主体とした東社協全体の事業として実施するため、社会貢献事業推進委員会において、さらに検討を進める
- ② 事業内容の詳細、特別会費額の設定等の詳細は、社会貢献事業推進委員会に委ねる
- ③ 社会貢献事業推進委員会で得た結論は、各会員法人に事業参加の有無の意向を確認する前に、会員法人に書面、または説明会の場等で説明する

4. 今後の進め方について

法人協では総会における決定を踏まえ、今後もおおむね月1回のペースで委員会や実行委員会を開催していき、東京特有の地域実情を踏まえた事業構築、多様な社会貢献メニューの検討、各会員法人が参加しやすいしくみ等に加え、各法人から拠出いただく特別会費額の設定についても各施設種別の事情等を考慮しながら検討を進めていきたいと考えております。また、その過程においては、東社協各施設部会における様々な会議等の場での説明、全会員法人を対象とした説明会（第1回は9月8日）の開催、各施設部会への意見集約を実施する他、アンケート等により会員法人・施設の方々から幅広く意見を伺う機会を設けていきたいと考えておりますので、会員法人の皆様から積極的なご意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

社会福祉法人協議会 社会貢献事業（東京きずな事業〔仮称〕）推進委員会 委員名簿

No.	部会名等	部会等における役職	委員名	所属法人・施設
◎ 1	社会福祉法人協議会	会長	高橋 利一	至誠学舎立川（理事長）
2	社会福祉法人協議会	副会長	田中 正己	三社会（理事）
3	社会福祉法人協議会 保育部会	副会長・青年経営者会会長 常任委員	下竹 敬史	さくら福祉会 さくら保育園 （理事長・施設長）
4	社会福祉法人協議会	社会貢献事業推進委員会実行委員長	相羽 孝昭	アゼリヤ会（常務理事）
5	社会福祉法人協議会	社会貢献事業推進委員会実行委員	斉藤 弘美	大洋社（常務理事）
6	社会福祉法人協議会	社会貢献事業推進委員会実行委員	品川 卓正	村山苑（理事長）
7	社会福祉法人協議会	社会貢献事業推進委員会実行委員 広報委員長	関根 陸雄	徳心会（常務理事）
8	社会福祉法人協議会 東京都高齢者福祉施設協議会	社会貢献事業推進委員会実行委員 総務委員長（常任委員）	田中 雅英	大三島育徳会 博水の郷 （常務理事・施設長）
9	社会福祉法人協議会	調査研究委員長	石渡健太郎	東京光の家（常務理事）
10	社会福祉法人協議会	研修委員長	神田 明啓	芳洋会（理事）
11	医療部会	部会長	谷水 勝宏	桜ヶ丘社会事業協会 （常務理事）
12	更生福祉部会	副部会長	山下 深志	特別区人事・厚生事務組合 社会福祉事業団 塩崎荘 （施設長）
13	救護部会	部会長	小林 健治	黎明会 あかつき（施設長）
14	身体障害者福祉部会	部会長	横内 康行	あいのわ福祉会 綾瀬あかしあ園（施設長）
15	知的発達障害部会	事務局長	高澤 勝美	武蔵野 デイセンター山びこ （理事・施設長）
16	障害児福祉部会	副部会長	草野 時典	天童会 秋津療育園 （法人事務局長）
17	児童部会	部会長	佐々木晶堂	蓮花苑 れんげ学園 （理事長・統括学園長）
18	乳児部会	委員	久田 賢治	聖友ホーム 聖友乳児院 （副院長）
19	母子福祉部会	副部会長	今泉 峰子	墨田区社会福祉事業団 スマイルホームすみだ （施設長）
20	婦人保護部会	副部会長	細金 和子	慈愛会 慈愛寮（理事・施設長）
21	東社協	事務局長	小林 秀樹	

◎は委員長

法人本部機能の強化に向けて⑤ あだちの里における取り組みから

社会福祉法人の本部機能の強化が求められる中、広報誌『法人協』では平成24年度から本部機能強化を進める社会福祉法人を取材し、紙面を通じてその取り組みや本部機能の強化に向けた課題等を取り上げております。

今号では、本部機能の強化に向けて特徴的に取り組みを進めている社会福祉法人あだちの里の森屋重治事務局長にお話を伺いました。

【聞き手】 社会福祉法人徳心会常務理事 関根 陸雄（法人協広報委員長）
社会福祉法人聖光会理事長 石川 雅昭（法人協広報委員）

【あだちの里 法人概要】

- 本部所在地 足立区竹の塚7-19-7
- 運営施設・事業所 障害者支援施設 1施設
障害福祉サービス事業（就労継続支援、就労移行支援、生活介護） 10事業所
障害福祉サービス事業（障害者共同生活援助） 21施設 など
- 職員数 約350名（短時間勤務職員を含む）

事業規模の拡大とともに本部機能を強化

ー法人機能を強化しようという思いは、いつごろから持たれたのですか。

森屋 私どもの法人は「足立区手をつなぐ親の会」を母体として平成8年3月に設立され、今年で19年目に入りました。障がい者の「日中活動の場」と「住まいの場」の提供と支援活動を足立区内で行っています。現在は13か所の事業所と21か所のグループホームの運営等の事業を展開しており、法人施設事業を利用されている方は足立区内の18歳以上の知的障がい者の30%を占めるまでになっています。

本部機能を強化してきた背景としては、事業規模が徐々に大きくなるにつれ、必然的に人事管理、各施設・事業所間の調整、外部の関係機関等との調整などを法人内で統括する部署や機能が必要となったことがあります。

既に本部を立ち上げてから18年が経過しておりますが、近年は障がい者福祉分野においては新たな入所施設の整備などについて行政からの支援を受けるのが難しくなりつつあり、他方で足立区内においては他県法人からの参入が続いている現状があります。また、これまで以上に人権を守りご利用者本位のサービスが求められるなど障がい者福祉に対する考え方も大きく変わってきています。

こうした状況変化に対応していくためには、これまで以上に法人のガバナンス機能の強化が必要とされ、本法人としても平成25年度から5年間を期間とする中長期事業計画を策定しました。その中でも、重点課題の一つとして、法人運営の充実・適正化と法人本部機能の充実を掲げています。



森屋事務局長

人事管理、財務管理、情報開示、関係機関等との調整など本部の機能は多岐にわたる

—現在、法人本部ではどのような体制で、どのような業務を行っているのですか。

森屋 本部の人員体制は事務局長を含め5人(うち非常勤が2名)となっています。遂行している業務の内容は非常に多岐にわたります。まず人事管理については、職員の研修・人事履歴などの管理、人事考課の集約と調整、職員の確保などを行っています。人事考課については平成18年に当時の東京都の経営改革等推進事業を申請しコンサルティングを活用しながら人事考課制度を導入しました。人事についても、本法人は施設長の下に主任、副主任、一般職員が配置されているのですが、一般職員については異動調書を本部が集約した上で

実施しています。給与関係の業務は、給与計算は各施設で行い、本部が集約・最終確認した上で、本部が一括して金融機関に電子送信する形を採っています。

—職員の確保や育成も重要な課題ですね。

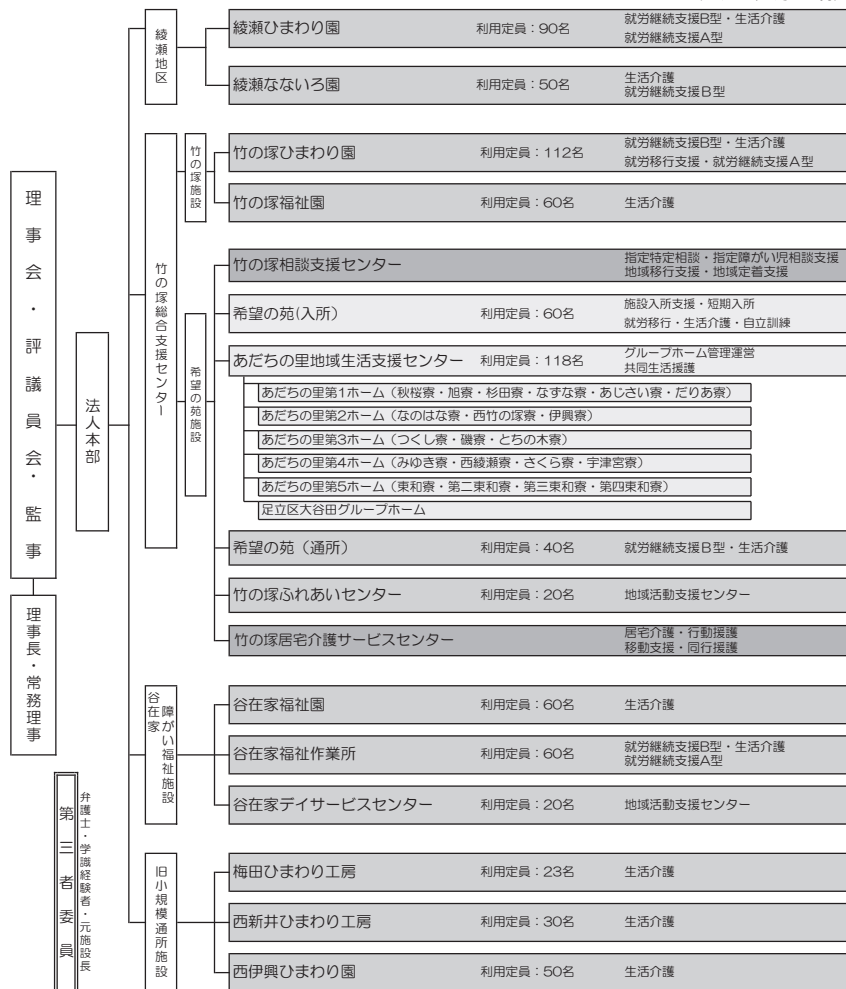
森屋 採用については新人職員の求人開拓に力を入れましたが、現状では十分な確保には至っていません。今後は新規採用の方法を工夫し、効果的かつ確実な人材確保に向けて取り組んでいきたいですね。また、職員の育成については特に研修が重要課題で、職員の職責や経験年数に応じた研修体系を整備しています。各施設に研修担当者を配置し、OJTとOFFJTを積極的に進めている他、権利擁護、虐待防止、感染症対策などの施設を超えて共通する内容については法人として企画・実施しています。足立区や東社協などが開催する外部研修や研究会にも参加をさせています。

—その他にはどのような業務を担っているのですか。

森屋 ガバナンス機能をさらに発揮していくために、例えば財務関係についても随時各施設の事業予算の執行状況を把握し、経営の分析などを行っています。また、内部牽制の実施、監事による会計監査の他に、公認会計士による外部監査を受審するなどして適正な執行に努めています。その他にも、ホームページや法人ニュースの発行などによる広報や情報開示、法人全体に係る各種会議(理事会、評議員会、経営会議など)の資料作成と連絡調整、火災保

あだちの里の組織図

平成26年4月1日現在



険、自賠責保険などの各種保険の一括契約、公印の管理、各施設・事業所等との調整、研修の開催などによるリスク管理、労務管理上の課題への対応をはじめとする弁護士、社会保険労務士、司法書士、行政書士等との連携、東京都や足立区との調整なども本部の役割に位置づけています。

—財源はどのように確保しているのですか。

森屋 機動的な事業活動を展開していくためには、資金移動についても可能な限り弾力化を図っています。具体的には各施設の職員規模などを基準として、各事業の運営費を本部拠点区分へ繰り入れていきます。

今後に向けて

—今後の本部機能強化に向け、お考えになっていることがあればお聞かせ下さい。

森屋 法人として利用者やその親の願い、真のニーズに対応するには本部からさらに発信をしていく必要があります。社会福祉法人を取り巻く環境が厳しくなる中で、公益法人として事業をどう展開し地域に貢献していくのか、地域の様々な機関との連携をどのように進めていくのかは今後検討していかなければならない課題です。そして、その前提として、組織の強化、権限の強化、資金の集中化が必要です。もちろん、これらのことを進めていくためには役職員のさらなる理解促進が不可欠だと認識しています。

—経営的な観点の質の向上に向けては、法人の中長期事業計画の中でも具体的に示されていますね。

森屋 法人の中長期計画の中では、「法人運営の充実・適正化と本部機能の強化」は、人事・給与・労務の適正化と人材育成の取り組み、組織体制の充実、健全財政の確立、効果的な事業の推進（事業整備拡大等）、地域連携の推進の5つの柱から構成されています。特に、「人事・給与・労務の適正化と人材育成の取り組み」では、的確な人材の採用計画、人事考課制度等の定着、人材育成（研修体系の整備）、メンタルヘルスの推進、ワークライフバランスの推進及び勤務についての見直しを掲げています。「組織体制」については、施設規模による職員配置の適正化、役員研修をはじめ役員等に関する情報提供、法人組織の運営整備、さらに「健全財政の確立」については、アウトソーシング事業の検討、業務委託、入札・随意契約の適正化、収入の確保、法人資金管理の整備を図っていくことが記されています。

例えば、人事考課制度については平成25年度に一度見直しを行いましたが、今後は昇格試験を充実するなどして職員のキャリア形成とモチベーションを高めるようにしたいと考えています。また、給料表も改正をしたのですが、今後は手当の見直しなど制度の定着と一層の充実を図ることが課題です。

法人経営への理事や評議員等の積極的な参画も課題です。現在は理事13名、監事2名、評議員27名という構成になっていますが、経営や事業運営に関する情報を提供して課題や解決策などについて協議してもらえらる仕組みやそれぞれの役員の選出の在り方など理事の参画なども検討したいと思っています。加えて、規則・規程等の整備をし、運営体制強化に取り組んでいくことも計画しております。

これらのことを計画的に実施・整備していきながら、今後も引き続いて、法人使命の実現と利用者やその親の願いの実現の推進に向け、取り組んでいきたいと考えています。

社会福祉法人のルーツを探る②0

社会福祉法人 東京育成園 理事長 千葉 茂明 氏

聞き手 社会福祉法人徳心会 常務理事 関根 陸雄
(社会福祉法人協議会 広報委員長)
社会福祉法人よしの保育園 理事 増澤 正見
(社会福祉法人協議会 広報委員会委員)

今回は、社会福祉法人東京育成園理事長である千葉茂明氏にお話を伺いました。世田谷区駒沢の閑静な住宅街の中に本園がある東京育成園は児童養護施設をはじめ、保育所などの児童福祉事業を通して、創設以来、家庭的養護の推進と子どもの権利擁護を最優先にした取り組みを進めています。



Q1

東京育成園設立の経緯やその後のあゆみについて教えてください。

▶ 明治29年に岩手県三陸沖を震源地として発生した大地震と大津波は約21,000人の死者を出すなど甚大な被害をもたらしました。本園の創設者となる北川波津女史は信仰する日本ハリストス正教会の機関紙で津波により親を亡くし上京してきた孤児26名の窮状を知ると、その救済活動に加わり、食事を与えるなどの支援を行ったと聞いております。

その後、明治32年に北川は私財を投じてこれらの孤児たちを引き受け、「東京孤児院」を創設し、本園の起源となる子どもの養護が始められます。明治36年には園舎を当時の赤坂区青山に移転し引き続き養護に努める傍ら、日露戦争や東北地方の凶作の際には臨時託児部を開設するなど、出征軍人遺児や凶作による困窮児等の支援にも努めました。こうした北川による温かく賑やかな「家庭的養護」を目指した取り組みにより、受入れする子どもも相当数増えていきましたが、一方で運営資金の確保は困難を極めます。賛助員の組織化や地方を回り幻燈により園の事業を紹介するなどして寄付を募って何とか経営基盤を安定させることに努めてきたのです。

明治43年には2,680人にも及ぶ市民の方々の協力により現在の所在地である世田谷区駒沢に土地2,390坪を購入し、大正2年には明治天皇御大喪々場幄舎の下賜を受け、新園舎を落成させることができました。この間、明治40年には施設の名称を現在の「東京育成園」に改称しております。これは北川の「自分の住んでいる家を孤児院と呼ばれ、自分等を孤児、孤児と呼ばれることは子どもにとって辛いことだ」という思いからであったと聞いております。

Q2

松島正儀氏が園運営に関わるようになったのはいつ頃からなのでしょう。

▶ 2代目園長となる松島正儀は本園の運営に尽力されただけではなく、児童福祉法や児童憲章の制定に参画された他、東京都児童福祉審議会委員長、全社協養護施設協議会初代会長を務めるなど日本の児童福祉の発展に多大な足跡を残された方です。松島は幼い頃より北川のもとに預けられ、18歳の時に北川より直接、園の運営を引き継ぐことを要請されます。三日三晩悩んだ末に決心した松島は昭和3年に主事に就任します。松島が本格的に園運営を始めたこの時期は、世界恐慌などの影響から我が国においても経済的不況が深刻化する一方、軍国主義が進むなど国民の生活も徐々に悪化していった時期でもありました。とりわけ困難

を極めたのが子どもの食糧をどう確保するかであったようです。そのため、松島は園内に印刷所を設立、収益の拡大を図ります。これは不安定な寄付への大幅な依存からの脱却を図ることを主眼としたものでしたが、同時に、義務教育終了後の自立に向け子どもたちの職業訓練を図るという意図もあったようです。加えて、創設者の北川時代に集めた約3千人の賛助員の振込をただ待つのではなく、職員が受領証をもって集金に出向くなどして賛助会費の確保にも努めたのです。

昭和13年には北川園長が召天、松島が2代目園長に就任するのですが、戦争の足跡とともに、施設を取り巻く環境もますます困難なものとなります。それでも、松島は子どものことから考えが離れず、昭和14年には地域ニーズの高まりを受け、上馬保育所を新設（行政側の要請により16年にコドモの園幼稚園に転換）し、また16年には幼稚園内に「駒沢小国民図書館」を開設しました。当初は「駒沢児童図書館」という名称で申請を出したのですが「この戦時下、小国民に改めろ」と警察から指導されたというエピソードも残されています。その後、戦局の悪化から子どもたちは地方に集団疎開し、また諸事情から集団疎開に参加できなかった子どもたちのために園独自で疎開先を開拓するなどしました。その一方で園舎は陸軍から軍事保護院の直轄施設に献納せよと強圧的に迫られるものの、松島も民間社会事業家としての強い信念のもとに拒否したという出来事も起こりました。最終的には、園舎は八丈島からの強制疎開者の一時宿泊所や軍需工場工員寮に徴用されるなどしましたが、東京大空襲から奇跡的に戦災を免れ、終戦を迎えたのです。

Q3

戦後の歩みはどのようなものだったのでしょうか。

▶ 終戦直後の昭和20年9月には疎開先から子どもたちが次々に帰園し、戦災孤児、引揚孤児、浮浪生活に入った子どもたちも加わった中での事業再開となりました。しかし、食糧難はその極に達し、配給米も遅配・欠配が相次ぐなど日々飢餓との戦いの一時期であったようです。それでも、昭和23年に児童福祉法が施行されると、本園は都下第1号の養護施設として認可を受けることになりました。また、地域福祉の推進にも努め、21年には「コドモの園幼稚園」を再開、新しい学びの必要性を感じ、戦時中に創設した小国民図書館を転用し「コドモの園マザーズライブラリー」を創設したのです。

同時に、施設の小規模化とより家庭的な環境の中での養護の推進に向け、昭和21年に本園より500メートル離れた民家を借用し、今日でいうグループホームを開設しました。このグループホームは家主との関係で、開設から7年で終わりとなりましたが、その後も子どもたちの生活の場の大舎制（1舎当たり定員数が20人以上）から小舎制（同12人以下）への移行を推進し、33年と37年には分散小舎を各1棟新築、そして39年の改築により完全小散小舎制とすることができました。

子どもたちの養護のニーズも時代の推移とともに少しずつ変化をし、入所理由も親の離婚や行方不明、親の精神的疾患、失業、さらには虐待など様々となっていきます。その結果、入所の形態も家庭が脆弱な期間だけ養護施設を利用する形に少しずつ変わっていったのです。そのため、本園でも昭和58年にはファミリーグループホーム（現名称 ヒソップホーム）、近年では平成16年にグループホーム「さくらホーム」、平成18年にグループホーム「マナの家」を新設し、また、本園の小舎1棟あたりの子どもの人数を8人から7人に減らすなどして個別対応の充実を図り、専門性の高い支援や、生活環境の小グループ化と家庭的養護のさらなる推進に努めています。

さらに、保育所の待機児童が多い地域実情を踏まえ、平成18年には世田谷区宮坂の地に「経堂コドモの園保育園」（1・2歳児を対象、定員20名）と「経堂子どものショートステイ・ほっとステイ」を新設するなど新たなニーズにも積極的に対応しています。

Q4

法人として大切にされていることはどのようなことですか。

▶法人の理念として「子ども中心主義」を掲げています。私が東京育成園にかかわるようになったのは昭和48年になりますが、児童虐待や親子の問題など新しい問題が生じている時期でもありました。2代目園長の松島が一番強調していたのは子どもの人権をいかに守るかということです。子どもにとっての最善の利益を支援するという視点で物事を行う、それは施設のための施設ではなく、子どものための施設でなければならないということです。松島が「子ども中心主義」という言い方をしていたわけではありませんが、本園ではその教えを「子ども中心主義」という言葉でまとめています。職員には「子ども中心主義」の考えを理解するとともに、その背景にある思想についても学んでもらっています。



現在の児童養護施設「東京育成園」の本館

平成20年に完成した園舎の大改築も大きな決断でしたが、ここにも本園の理念である「子ども中心主義」の考えが引き継がれています。なぜなら、かつての児童養護施設は汚くて惨めというイメージがありました。しかし、それでは施設に入園する子どもたちは希望を持ってない。そうした環境面での劣等性をなくしたいという思いがありました。もちろん税金を使って建設している訳ですから、建物や施設が有している機能を地域に還元しないといけません。そのため、本館の最上階には地域の人でも使えるようなホールを作りました。地域の人が出入りし、住民の方々にこういう施設があって良かったと感じてもらえる施設づくりはとても重要です。まだまだ地域との関係においては閉鎖的になっている部分もありますが、情報公開をさらに進め、本園が有している専門性を地域に還元し、本園を地域福祉の文化拠点にしたいと考えております。

Q5

子どもの養護の充実に向けた今後の取り組みやお考えについてお聞かせください。

▶以前に比べると重篤な事例が増え、虐待を受けた子どもや発達障害のある子どもの入所が増加しています。その意味で、社会的養護の支援が量・質ともにさらなる向上が求められています。現在、都内の児童養護施設は満杯の状況が続いていますが、私は子どもの受入れ先は施設や里親など子どもの状態やニーズにあわせて多様であっていいと思っています。

平成9年の児童福祉法改正により、施設の名称は「養護施設」から「児童養護施設」に変わり、また、従来の役割に加えて児童の自立を支援することが明確化されました。ここでいう「自立」には、就職して施設から巣立って社会に出ていくだけでなく、子どもとその家族の再統合や大学等への進学も含まれます。本園においても子どもや家庭の状況に応じた自立の道に進めるよう様々な支援を行っていますが、特に家庭復帰においては親が抱えている生活課題の解決に向けた支援が重要となっています。また、自立支援を進める上では子どもが退園した後のアフターケアも不可欠であり、継続した支援がますます求められています。

こうした時代の変化に即したニーズや役割に対応していくためには、職員の育成も重要です。本園でもキャリアアップ推進部門を設置し、職員の経験に応じた研修体系を作りながら、今後も職員の専門性をさらに向上させる取り組みを進めていきたいと考えています。

法人協として福島県南相馬市・特養へ介護職員の応援派遣を行いました

前号においてもご報告しましたとおり、法人協では全国経営協からの依頼を受け、平成26年4月9日から7月1日まで、社会福祉法人南相馬福祉会が経営する特別養護老人ホーム福寿園（福島県南相馬市）に介護職員の応援派遣を行いました。派遣にあたっては特別養護老人ホームを経営する法人を中心に下記の11法人の皆様にご協力をいただきました。

派遣者は1クール2名、派遣期間は1クール14泊15日で、現地の法人職員とともに入浴、排泄、間接業務などを担当しました。前任者からの引き継ぎ時間が短時間であり、同時に派遣される2名は違う法人からの派遣者、しかも現地で初めて顔を合わせる形になるなどいろいろご苦労もあったと思います。派遣先の施設からは被災地で役に立とうと熱意をもち、現場のやり方を踏まえて支援をしてもらったと感謝の言葉をいただいております。各派遣者が現場で感じた様々なことを今後の法人・施設業務に活かしていただきたいと思います。

東日本大震災から3年以上が経過しますが、福島県相双地域の特別養護老人ホーム等においては、介護職員等の人材の確保は以前にも増して厳しい状況があるようです。東京都としての介護職員の派遣は7月1日で終了しましたが、法人協としても今後、派遣された方々の声を拾いながら、現地の状況や応援派遣における課題等について整理していきたいと考えております。



派遣先の特別養護老人ホーム福寿園

【今回の派遣にご協力をいただいた法人】〔派遣順〕

社会福祉法人 桜ヶ丘社会事業協会	社会福祉法人 瑞仁会
社会福祉法人 賛育会	社会福祉法人 常盤会
社会福祉法人 青芳会	社会福祉法人 一石会
社会福祉法人 ウエルガーデン	社会福祉法人 東京栄和会
社会福祉法人 武蔵野	社会福祉法人 泉陽会
社会福祉法人 村山苑	

● 編 ● 集 ● 後 ● 記 ●

遅くなりましたが、7月発行予定の法人協第22号をお届けします。

社会貢献事業推進委員会実行委員会（6月6日開催の法人協総会以前の社会貢献推進委員会）（舌噛みそうです）で計画したニューヨークセミナーが中止となりました。既に現地手配に着手されていた同行講師の元都副知事で明治大学の青山教授には大変な失礼をしました。また、申し込みをされた方にも大変なご迷惑をおかけしました。担当者のわたしの力不足です。深くお詫びいたします。ただ、中止の理由について、はっきり聞かされておりませんので、次号で報告できるようにしたいと思います。（徳心会 関根）

法人協 第22号

発行	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 社会福祉法人協議会
	〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1 TEL 03-3268-7192
発行人	社会福祉法人協議会 会長 高橋 利一
編集人	社会福祉法人協議会 広報委員長 関根 陸雄
発行日	平成26年8月25日